鹿児島県公報

平成31年3月19日(火)第3503号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

則 規

- ○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(※) (自然保護課取扱い) 1
- ○鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(※) (雇用労政課取扱い) 4
- ○鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則(※)
 - (雇用労政課取扱い) 4
- ○鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則(※) (雇用労政課取扱い) 4
- ○鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則(※)

(建築課取扱い) 5

告 示

- (森づくり推進課取扱い) 5 ○保安林の指定
- (森づくり推進課取扱い) 5 ○保安林の指定予定
- ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件) (社会福祉課取扱い) 6
- ○県営土地改良事業の工事の完了
 - (農地整備課取扱い) 7 (監理課取扱い) 8
- ○公共測量の終了
- ○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 8
- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 8
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 9
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談 支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 9

教育委員会規則

- ○鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(※) (義務教育課取扱い) 9
- ○鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(※)

(高校教育課取扱い) 10

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 10

則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

> 鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第3号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則(昭和33年鹿児島県規則第112号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「承認」を「認可」に改める。

第17条第13号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第15号中「給じ台」を「給餌台」に改め、 同条中第119号を第138号とし、同条第118号中「工作物等」を「広告その他これに類するもの を工作物等」に改め、同号を同条第137号とし、同条第117号中「(当該業務及び非常災害に対

処するための業務に係る訓練を含む。)」を削り,同号を同条第136号とし,同条中第116号を 第135号とし、第110号から第115号までを19号ずつ繰り下げ、同条第109号中「(同法第6条第 1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法 第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)」を削り,同号を同 条第128号とし、同条中第108号を第127号とし、第104号から第107号までを19号ずつ繰り下げ、 同条第103号中「条例同項」を「同項」に改め、同号を同条第122号とし、同条中第102号を第 121号とし, 第97号から第101号までを19号ずつ繰り下げ, 同条第96号中「事前調査又は」を 「事前調査,」に改め、同号を同条第115号とし、同条中第95号を第114号とし、第94号を第 113号とし、同条第93号中「含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同号を同条 第112号とし、同条中第92号を第111号とし、第86号から第91号までを19号ずつ繰り下げ、同条 第85号中「,農作物」を「又は農作物」に改め、同号を同条第104号とし、同条第84号を同条 第103号とし、同号の前に次の1号を加える。

∞ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を 目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

第17条第83号を同条第101号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (9) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。
- (m) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定に よる主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

第17条中第82号を第98号とし、第81号を第97号とし、同条第80号中「それら」を「当該動物」 に改め、同号を同条第96号とし、同号の前に次の1号を加える。

(95) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に 係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若 しくは損傷すること。

第17条第79号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同号を同条第94号とし、 同号の前に次の2号を加える。

- 92) 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1 項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から 委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (93) 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5 項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により 国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し, 又は殺傷するこ

第17条第78号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号を同条第91号とし、同号の前に次の1号を加える。

(90) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵 を採取し、若しくは損傷すること。

第17条中第77号を第89号とし、第73号から第76号までを12号ずつ繰り下げ、同条第72号を同 条第84号とし、同号の前に次の1号を加える。

83 認定保護増殖事業等の実施のために条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定す る植物を採取し、又は損傷すること。

第17条中第71号を第82号とし、第62号から第70号までを11号ずつ繰り下げ、同条第61号を同 条第72号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (70) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設 置し,又は工作物等にこれらを表示すること。
- (7) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、 又は工作物等にこれらを表示すること。

第17条中第60号を第69号とし、第57号から第59号までを9号ずつ繰り下げ、同条第56号中 「類する物」を「類するもの」に改め,同号を同条第65号とし,同条中第55号を第64号とし, 第39号から第54号までを9号ずつ繰り下げ、同条第38号中「含む」の次に「。以下この条にお

いて同じ」を加え、「行為」を「業務」に改め、同号を同条第47号とし、同条第37号を同条第 46号とし、同条第36号中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」 を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同号を同条第45号とし、 同条第35号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同号を同条第44号とし、同条 中第34号を第43号とし, 第25号から第33号までを9号ずつ繰り下げ, 同条第24号中「(平成16 年法律第78号)」を削り、同号を同条第33号とし、同号の前に次の1号を加える。

(32) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第17条中第23号を第31号とし、第19号から第22号までを8号ずつ繰り下げ、同条第18号を同 条第26号とし、同号の前に次の7号を加える。

- (19) 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築 (新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の 高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。
- ② 既存の電線,電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除 く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)。
- ② 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- (22) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブル を設置すること。
- ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条 第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」とい う。)の実施のために必要な工作物を設置すること。
- (2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、 金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆 の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改 築し、若しくは増築すること。
- ② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第 2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の 防除の目的で、カメラを設置すること。

第17条第17号中「放送用」を「放送」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号の次に次 の1号を加える。

(17) 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境 界標をいう。)を設置すること。

第19条第1号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

第20条第1号中「第17号まで、第42号から第45号まで、第56号から第60号まで又は第87号若 しくは第88号」を「第25号まで、第51号から第54号まで、第65号から第71号まで又は第106号 若しくは第107号」に改め、同条第11号中「(海底にあつては100平方メートル)」を削り、同 条第17号中「又は海底」及び「(海底にあつては100平方メートル)」を削り、同条第18号中 「第19条第1号」を「前条第1号」に改め、同条第20号中「工作物等」を「広告その他これに 類するものを工作物等」に改める。

別記第9号様式中「第17条第118号」を「第17条第137号」に改める。

別記第13号様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式裏中「とるべき」を「執るべき」に、「、認められた」を「認められた」に 改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第15号様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第16号様式表中「立入」を「立入り」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本 産業規格」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第13号様式備考の改正規定、別記第14号 様式の改正規定(同様式備考に係る部分に限る。),別記第15号様式備考の改正規定及び別記 第16号様式の改正規定(同様式備考に係る部分に限る。)は,平成31年7月1日から施行する。

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

> 鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第4号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則(昭和41年鹿児島県規則第80号)の一部を次のように改正す る。

第1条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生 活の充実等に関する法律」に改める。

第3条第1項第6号中「雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号」を「労働施策の総 合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年 労働省令第23号。以下「施行規則」という。」に改め、同項第9号及び第13号並びに同条第2 項及び第3項ただし書中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改める。

別記第1号様式中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

別記第1号様式の3中「昭・平 年 月 日」を「 年 月 日」に、「雇用対策法 施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関 する法律施行規則」に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第5号

鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練生災害見舞金支給規則(昭和42年鹿児島県規則第92号)の一部を次のよう に改正する。

第6条第1項第1号中「訓練手当等」を「訓練手当」に改め、同号ア中「雇用対策法」を 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に 改め、同号イ中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安 定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、同条第2項中「訓練手当等」を「訓 練手当」に改める。

別記様式中「平成年月日」を「年月日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

> 鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第6号

鹿児島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

鹿児島障害者職業能力開発校規則(昭和44年鹿児島県規則第102号)の一部を次のように改 正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、委託訓練(他の教育訓練 施設に委託して行う訓練をいう。)を行うことがある。
- 3 前項の委託訓練の訓練課程、訓練科、訓練期間及び訓練生定員は、知事が別に定める。

別表中

デザイン製版科 (印刷・製本系製版科) 建築設計科 (建築施工系建築設計科)

建築設計科 (建築施工系建築設計科)

グラフィックデザイン科 (デザイン系商業デザイン科)

に改め, 同表備考を削る。

別記第1号様式中「身体障害者手帳又は療育手帳」を「身体障害者手帳,療育手帳又は精神 障害者保健福祉手帳」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第7号

鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則(平成7年鹿児島県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項の規定により知事の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿その他の」を「第13条及び第49条に規定する」に、「第15条第3項」を「第19条第3項及び第69条第4項」に改める。

第2条第1項中「第15条第2項」を「第19条第2項及び第69条第3項」に改め、「鹿児島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所」の次に「及び鹿児島県小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所」を加える。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

告示

鹿児島県告示第245号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

薩摩川内市里町里字尾橋川原883番4 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部 森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第246号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿児島市本名町6376番1,6478番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児 島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第247号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指 定医療機関として指定した。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	所 在 地	指定年月日
イルカ調剤薬局姶良店	姶良市西餅田3554-11	平成31年1月1日
吹上調剤薬局	日置市吹上町永吉14243番地3	平成31年1月1日
すみよし薬局	霧島市隼人町住吉100番地3	平成31年1月1日
小みかん薬局	垂水市南松原町10番地	平成31年2月1日
中郷マリンバ薬局	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	平成31年2月1日
スマイル薬局出水店	出水市六月田町364番地	平成31年2月1日
霧島整形外科病院	霧島市国分野口東8-31	平成31年2月1日

鹿児島県告示第248号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指 定医療機関として指定した。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業者	事	松	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社N・フィー	大阪市北区堂島浜一丁	訪問看護ステーショ	薩摩川内市西向田町6	平成31年3
ルド	目4番4号アクア堂島	ン デューン北薩	番32号サンビル別館3	月 1 日
	東館		階A室	

鹿児島県告示第249号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業者	事	業 所	He do by B	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人松山	志布志市松山町泰野	末吉まごころ園	曽於市末吉町二之方	平成30年	短期入所
やっちく会	字松ヶ迫1111番地		字弁才天5380-2	10月1日	生 活 介
					護,介護
					予防短期
					入所生活
					介護
医療法人一桜会	姶良市蒲生町上久徳	吉留クリニック	姶良市蒲生町上久徳	平成30年	介護予防
	2561番地		2561番地	11月1日	居宅療養
					管理指導
奄美市	奄美市名瀬幸町25番	奄美市住用国民健	奄美市住用町大字西	平成29年	居宅療養
	8 号	康保険診療所	仲間111番地	5月1日	管 理 指
					導,介護
					予防居宅
					療養管理
					指導
株式会社N・フィ	大阪市北区堂島浜一	訪問看護ステーシ	薩摩川内市西向田町	平成31年	訪 問 看
ールド	丁目4番4号アクア	ョン デューン北	6番32号サンビル別	3月1日	護,介護
	堂島東館	薩	館3階A室		予防訪問
					看護
株式会社遠友舎	霧島市隼人町松永	訪問看護ステーシ	霧島市隼人町松永	平成31年	訪問看
	3277番地13	ョン「支え」	3277番地13	2月1日	護,介護
					予防訪問
					看 護

鹿児島県告示第250号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

氏	名	施術所の名称及び所在地	指定年月 日	施術の種類
望月末男		望月接骨院	平成30年	柔道整復
		奄美市住用町見里12-1	12月17日	
松尾明彦		KEiROW霧島ステーション	平成31年	あん摩マッ
		霧島市隼人町真孝177-7	1月1日	サージ指
				圧, はり,
				きゅう

鹿児島県告示第251号

土地改良事業県営農地保全整備(農地侵食防止)(旧:シラス対策)(農業用用排水施設整

備) 南中沖地区の工事は、平成30年2月21日に完了した。 平成31年3月19日

> 鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第252号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 大隅地域振興局長から平成30年10月9日鹿児島県告示第932号で告示した公共測量の実施は、 平成31年3月1日終了した旨の通知があった。

平成31年3月19日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成31年3月19日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

										鹿児島県知事	三反園訓
道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	7		南さつ	ま市	加世	田唐	仁原字	前	7.4~18.6	407. 4
			本寺609番1地先から同市			後	8.2~34.8	407.4			
				加世田	加世田唐仁原字井樋屋敷						
				445番 1	地名	もまっ	で				

鹿児島地域振興局告示第12号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所 支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年3月19日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業	美 所	指定隨	指定障害児通所支援事業者				
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月 日	所支援の	
			所在地	名		種類	
どんぐりクラブ	鹿児島市西陵三	特定非営利活動	鹿児島市西陵一	山﨑 祐伸	平成31年	放課後等	
	丁目23番7号	法人ハッピー	丁目8番7号		3月4日	デイサー	
						ビス	
サポートステー	鹿児島市吉野町	一般社団法人み	鹿児島市紫原二	原田 真琴	平成31年	児童発達	
ションみつばち	8440番地43	つばちビレッジ	丁目23番8号み		3月31日	支援・放	
パーク			つばちハウス 2			課後等デ	
			階			イサービ	
						ス	
児童発達支援事	鹿児島市紫原二	一般社団法人み	鹿児島市紫原二	原田 真琴	平成31年	児童発達	
業所みつばちキ	丁目23番8号み	つばちビレッジ	丁目23番8号み		3月31日	支援・放	
ッズ	つばちハウス 2		つばちハウス 2			課後等デ	
	階		階			イサービ	
						ス	
おんぷ	鹿児島市紫原三	株式会社L-は	鹿児島市皇徳寺	細樅 和誠	平成31年	児童発達	
	丁目21番15号パ	ぴねす	台三丁目70番20		3月31日	支援・放	
	ルティールⅡ 1		号			課後等デ	

	階			イサービ	
				ス	

大隅地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年3月19日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

	事 業 所				指定障害福祉サービス事業者				索	障害福祉
	<i>h</i>	#L	=r += lib	to the		主たる事務所の	代表者の	氏	廃止年月	サービス
	名	称	所 在 地	名 称	称	所在地	名		日	の種類
Ž	ふくしサ	ービス	鹿屋市新川町	社会福	祉法人グ	福岡市博多区博	片岡 宏	明	平成31年	居宅介護
4	センター	すまい	869番地	リーン	コープ	多駅前一丁目5			3月13日	
Ž	るママ					番1号				

大隅地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年3月19日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業	業 所	指定·	一般相談支援事業者	i i	廃止年月	地域相談
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏		支援の種
石	月 往 地	名	所在地	名	日	類
みささぎ	鹿屋市向江町29	社会福祉法人岳	鹿屋市吾平町上	松下 隆治	平成31年	地域移行
	番地2鹿屋市社	風会	名字笹ヶ尾原		3月31日	支援・地
	会福祉会館内		6162番地 2			域定着支
						援
白鳩会障がい者	鹿屋市向江町20	社会福祉法人白	肝属郡南大隅町	中村 隆重	平成31年	地域移行
相談支援センタ	番地18	鳩会	根占川北2105番		3月31日	支援・地
<u>-</u>			地			域定着支
						援

教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則(昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号)の一部を次のよう に改正する。

第8条中「総合的な学習の時間」の次に「(高等部にあつては総合的な探究の時間)」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立特別支援学校学則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に特別支援学校の高等部に入学した生徒(第22条において準用する鹿児島県立高等学校学則(昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号。以下「高等学校学則」という。)第17条の規定により入

学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修する者を除く。)に係る学習の評価について適用し、同日前に入学した生徒(第22条において準用する高等学校学則第17条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修する者を含む。)に係る学習の評価については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第4号

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則(昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表姶良・伊佐学区の項中「, さつま町 (薩摩中)」を削る。

附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、平成31年3 月31日現在さつま町立薩摩中学校区であった区域に係る学区については、なお従前の例によ る。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年3月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PぱちんこGANTZ2RM6	株式会社オッケー.	8P1399
ぱちんこ遊技機	ΡショウバイロックEJC	株式会社銀座	8P1326